

会議録（要旨）

会議名	第4回姫路市新美化センター建設候補地選定委員会
開催日時	令和5年6月23日（金） 15時～16時30分
開催場所	姫路市役所本庁舎10階 第1会議室
出席者 （委員）	佐野副市長（委員長）、福田環境局長（副委員長） 井上政策局長、名村政策局危機管理担当理事、坂田総務局長、石田財政局長、沖塩市民局長、藤田農林水産部長（産業局長代理）、加藤都市局長、柳本建設局長、植田上下水道事業管理者
議題	1 第3回選定委員会での指摘事項（二次選定関係）に対する考え方について 2 新美化センター建設候補地二次選定について 3 第3回選定委員会での指摘事項（三次選定関係）に対する考え方について
資料	資料1 第3回選定委員会での指摘事項（二次選定関係）に対する考え方（案） 資料2 新美化センター建設候補地二次選定評価資料（修正分） 資料3 新美化センター建設候補地二次選定結果（案） 資料4 第3回選定委員会での指摘事項（三次選定関係）に対する考え方（案） 資料5 新美化センター建設候補地三次選定説明資料（修正） 資料6 用地取得費・用地整備費 補足資料

内 容
<p>1 開会あいさつ（委員長）</p> <p>前回の委員会では、二次選定の評価や三次選定の考え方などに対する指摘事項があったが、7月の人事異動、組織改正を見すえ、現委員において可能な限り意見を集約し、審議を進めていきたい。</p> <p>また、新美化センターの整備に関する進捗等について、広報ひめじ6月号、7月号や市政広報番組「ウィークリーひめじ」で広報している。PRを行うことで、市民の皆さんの関心も高まってきていると思うので、引き続き資料などの情報管理の徹底をお願いしたい。</p>
<p>2 議題</p> <p>(1) 第3回選定委員会での指摘事項（二次選定関係）に対する考え方について</p> <p>(2) 新美化センター建設候補地二次選定について</p> <p>事務局より「資料1 第3回選定委員会での指摘事項（二次選定関係）に対する考え方（案）」、「資料2 新美化センター建設候補地二次選定評価資料（修正分）」、「資料3 新美化センター建設候補地二次選定結果（案）」について説明</p> <p>・当初の案では、現地調査の上、現在の盛土の状況から判定すれば、0.5m以上の浸水はごくわずかで、緑地などの配置により施設への影響はないと判断しB評価としていたが、前回会議での審議も踏まえ、評価者の主観で判断がブレる評価ではなく、公に示されて</p>

いる浸水データに基づく客観的な判断による評価が望ましいと判断し、C評価に修正した。

主な意見等

- ・指摘のあった候補地は、ごくわずかだけ浸水区域が含まれている。一方で、他の候補地では敷地全域が0.5m～3mとなっている場合もある。同様にC評価とするのか。

⇒評価の主観的要素を排除し、すべての候補地について同じ基準で客観的に審査することとし、0.5m～3mの浸水区域が含まれているという事実をもって、評価基準のとおりC評価としたい。

- ・二次選定結果について、通過得点率70%に柔軟性を持たせ、75点(68.1%)の候補地も含めた6箇所の候補地で三次選定を行った方が、より多様な選択肢の中で、ごみ処理施設の建設に適した土地が選定できるのではないか。

⇒環境審議会で妥当と判断された評価基準のため、70%の通過基準に柔軟性を持たせるべきではないと考えている。

議題1については事務局の案のとおりとする。

また議題2二次選定結果については、事務局が指定する期日までに委員からの意見等がなければ、確定することとする。

(3) 第3回選定委員会での指摘事項(三次選定関係)に対する考え方について

事務局より「資料4 第3回選定委員会での指摘事項(三次選定関係)に対する考え方(案)」、

「資料5 新美化センター建設候補地三次選定説明資料(修正)」、

「資料6 用地取得費・用地整備費 補足資料」について説明

主な意見等

- ・資料4の指摘事項②について、三次選定評価確定後に令和3年度全国道路・街路交通情勢調査の結果が公表され、これにより順位が入れ替わる場合でも、評価の見直しは行わないのか。

⇒改めて事務局の考え方を整理し、次回委員会で報告したい。

- ・「混雑度」という言葉は、他に何か具体的に分かりやすい言葉に置き換えることはできるか。また、混雑度の評価基準「1.25未満1.75以上」の区切り方は一般的なものか。

⇒全国道路・街路交通情勢調査における考え方では、交通調査基本区間の交通容量に対する交通量を「混雑度」としている。また、事務局が把握している目安では、昼間12時間における交通状況について、混雑度1.0未満は混雑することなく円滑に走行できる交通量、1.25未満は混雑する可能性のある時間が1～2時間で混雑が連続する可能性が非常に小さい交通量、1.75以上は道路が飽和していない時間がほとんどなく慢性的な混雑状態であり、他都市でも同じような区切りを評価基準として採用している。

- ・資料6用地取得単価について、公示地価を根拠として採用する案としているが、候補地から地価公示地点が少し離れているとの説明だった。補正は誰がどのように行うのか、鑑定士には依頼しないのか。

また、実際の取得費と大きく誤差が生じる場合があるのではないか。

⇒他の市町の例では、選定の段階で鑑定士による鑑定まで行っている例は確認できず、公示地価や固定資産税路線価等を用地取得費の算定根拠として採用している。固定資産税評価額は、土地所有者の同意書がなければ照会ができない。あくまで審査過程における相対評価のための指標で、実際の取得費と誤差が生じる可能性はあるが、審査過程で多額の予算をかけて鑑定し、精度の高いものを根拠としている市町は見当たらなかったため、実勢価格の次に実態に近い公示地価を採用することを第一案としていた。委員からの指摘も踏まえ、他部局とも協議し改めて事務局で精査し、次回委員会で報告したい。

- ・資料6の用地整備費のユーティリティーの上下水道の積算については、特に上水道の場合、付近に75mm、100mm、150mmの配水管があったとしても、使用水量によっては取水できない場合もあり、遠くから引込みをしないといけない箇所もあるので、算出にあたっては上下水道局と調整してほしい。

⇒積算を行う際は、上下水道局と調整する。

- ・資料6の用地整備費の各項目について、もう少し詳しく説明をお願いしたい。

⇒次回委員会で改めて説明する。

資料4の指摘事項①③④については、事務局の案のとおりとし選定を進める。資料4の指摘事項②と資料6用地取得単価の根拠については、次回委員会で改めて事務局の考え方を示すこととし、資料6用地整備費の各項目については、改めて詳しく説明することとする。

3 その他

- ・各委員において資料を再度確認し、意見等あれば事務局へ連絡すること。

閉会

事務局：意見締め切り日、次回委員会開催日は後日通知する。

後日提出された意見（7/19 意見締切）

意見なし。